

〔整備できる主な施設〕

	事業名	ハウス (パイプ、鉄骨、雨よけ、育苗)	附帯施設	防風等 保護施設	果樹棚	高性能 省力機械	流通・加工施設	高設栽培施設
活力ある園芸産地育成対策	重点品目産地強化対策	○	○※1	○	○	○	○	○
	省エネルギー化推進対策		○					
	雇用型経営推進対策	○	○※1	○	○	○	○	○
	6次産業化推進対策	○	○※1		○	○	加工施設	○
	夏期の高温対策	遮光ネット						
	施設長寿命化対策	○	○※1	○防霜施設	○			○
	果樹緊急対策			○	○	○		
	「あまおう」生産力強化集中支援対策		○※2					○
園芸農業DX推進事業						○	○	

※1 原則としてハウスと一体的に整備、改修・補強する場合に限り対象

※2 原則として高設栽培施設と一体的に整備する場合に限り対象

【その他留意事項】

- 過去に国又は県の補助事業で導入した施設、機械等の代替えとしての同種、同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は補助の対象としない。
- 事業費（税抜）は50万円以上5,000万円（営農集団の場合は1億5,000万円）以下
- 対象となる施設、機械等の耐用年数は、概ね5年以上のものとし、新設もしくは新築または新品のものによる。